

# 大学評価基準（案）

## 産業技術分野専門職大学院専門職学位課程用

### 基準 1 使命・目的および学習・教育目標の設定と公開

- (1) 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用により高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生及び教員に周知させ、社会に公開していること。
- (2) 高度な専門職業人の育成のために、どのような知識・能力を学生に修得させるかを、社会の要請を反映させつつ学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知させていること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得させているときには、これを明示していること。
  - (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養
  - (ii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力
  - (iii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力
  - (iv) 継続的に学習できる能力
  - (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル
  - (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度

### 基準 2 学生受け入れ方法

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。

### 基準 3 教育方法

- (1) 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。
- (2) カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。
- (3) カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該

専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それによって教育および成績評価を実施していること。

- (4) 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステムがあり、学生および教員に開示されて、活動が実施されていること。

<参照すべき関連法令>

- ① 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっているか。【大24<院15>】【専7】
- ② 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定しているか。【専12】

#### 基準4 教育組織

- (1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。
- (2) 教員の採用基準や、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって採用および評価を実施していること。
- (3) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それによって活動を実施していること。
- (4) 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって活動を実施していること。

<参照すべき関連法令>

- ① 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。【専4】【告1】
- ② 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っているか。【大12】【告1(2) <なお、平成25年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される>】
- ③ 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であるか。【告1(3)】
- ④ 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。【専5】
  - (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者
  - (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者

- (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- ⑤ 専任教員のうちおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員の配置は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえているか。【専 5(3)】【告 2】
  - ⑥ 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当しているか。【大 10】
  - ⑦ 2 以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも 1 名以上置いているか。【院 8(6)】

## 基準 5 教育環境

- (1) 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。
- (2) 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。
- (3) 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施していること。

### <参照すべき関連法令>

- ① 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっているか。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であるか。【大 36(6)】【院 14】
- ② 専任教員に対して研究室を備えているか。【大 36(2)】
- ③ 2 以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けているか。【院 22 の 2】
- ④ 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。【院 24】

## 基準 6 学習・教育目標の達成

- (1) 各学習・教育目標に対する達成度を総合的に評価する方法と、評価基準が定められ、学生に周知され、実施されていること。

- (2) 修了生全員が、すべての学習・教育目標を達成していること。
- (3) 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。

＜参照すべき関連法令＞

- ① 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定しているか。【大 30 の 2<院 15>】【専 2】【専 2(2)】【専 3】【専 15】
- ② 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施しているか。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮しているか。【院 3(3)】【専 3】【専 3(2)】【専 16】

### 基準 7 教育改善

- (1) 当該専攻は教育システムが基準 1～6 を満たしているかを点検・評価するシステムを有すること。
- (2) 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。
- (3) 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動を実施していること。

＜参照すべき関連法令＞

- ① 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表しているか。【法 109】【大 2】

注：本文書中、関連法令等を以下のように略記している。【基 1】

【法○】学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)の該当条項

【大○】大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の該当条項

【院○】大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の該当条項

【専○】専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の該当条項

【位○】学位規則(昭和二十八年四月一日文部省令第九号)の該当条項

【基○】学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)の該当条項

【告○】平成十五年文部科学省告示第五十三号(専門職大学院に関し必要な事項について

定める件)の該当条項

- 【メ】 平成十三年文部科学省告示第五十一号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等)